

高槻市立口腔保健センター

指定管理者の候補者の評価結果（特定施設）

指定管理者幹事会（健康福祉部）

施設名(施設No.)	高槻市立口腔保健センター	
候補予定者名 (所在地)	一般社団法人 高槻市歯科医師会 (高槻市城東町5番1号)	
候補者として適 当であるとする 理由	<p>① 当該候補者は、医道の高揚、歯科医学及び医術の進歩発展、地域医療及び公衆衛生の向上を図り、地域住民の健康と福祉の増進を目的とした事業を行うことを理念として設立された一般社団法人であり、歯科医師等マンパワーの確保において不可欠の存在である。</p> <p>② 施設運営において、今日まで27年間にわたり障がい者等の歯科診療等を実施し、その信頼性と実績が内外ともに高く評価されている。</p> <p>③ 指定管理者指定要件書で求めた全ての項目について必要な条件を満たしており、指定管理者候補者選定評価表に基づく評価点も高く評価できる。</p> <p>④ また当該候補者には、特に高度な知識と経験が必要であり、その確保が困難な後継者の育成についても十分な役割が期待できる。</p>	
指定 管理 者 導 入 の 効 果 へ 提 案 内 容 ▽	市民サービスの向上	全国的にも希少で先進的な取り組みである障がい者等の歯科診療等を、当該候補者は27年間にわたり実施し、その信頼性と実績が高く評価されている。この評価は、1人の患者に対し、熟練した歯科医師1名、歯科衛生士2名の計3名体制で患者の安全確保に努めるとともに、1診療当たり平均30分の診療時間を確保しているなど、障がいのある患者に対し、水準の高い歯科診療を行っていることによる。 今後とも、高度な知識を持つ後継者の育成に努められるとともに、最新の障がい者歯科診療技術の修得等に努められ、障がい者等からの強い信頼が得られると期待できる。
	施設の効果 効率的利用	当該候補者でなければ、歯科医師、歯科衛生士等の確保が困難であり、当該候補者が指定管理者となることにより、安定的な施設運営が期待できる。
	自主事業の 実施	なし
	経費の削減	増減なし（令和2年度当初予算比） 【提案額 43,311,000円】 【市の提示額 43,311,000円】 <参考> (令和2年度予算) (令和元年度実績) (平成30年度実績) 支出 43,311千円 42,262千円 41,850千円 収入 43,311千円 42,917千円 42,523千円
	その他	口腔保健センターは、市地域防災計画において歯科救護所に指定されており、災害発生時における医療救護体制を確保する上で重要な施設である。当該候補の協力を得ることにより、災害時医療において重要な役割を果たされることが期待される。

指定管理者候補者選定評価総括表

対象施設： 高槻市立口腔保健センター

所管課： 健康医療政策課

候補予定者：一般社団法人 高槻市歯科医師会

<総合評価点>

()は配点

価格評価点 (30)	サービス水準等評価点 (70)	総合評価点 (100)
21	65.8	86.8

<価格評価点>

市提示額(円)	提案額(円)	配点	価格評価点
43,311,000	43,311,000	30	21

価格評価点 = *履行確保の確認を要する額 / 提案額 × 配点

*市提示額の70%

※少数点第3位以下を切り捨て第2位まで求める。

<サービス水準等評価点>

サービス水準等評価点(単独分)	配点	サービス水準等評価点
94	70	65.8

サービス水準等評価点 = サービス水準等評価点(単独分) × 配点 / 100

※単独分は100点満点で算出した評価点

指定管理者候補者選定評価表

ーサービス水準等評価ー

<評価基準>

評価点	大変良い	良い	普通	やや不十	不十分
5点	5	4	3	2	1

対象施設： 高槻市立口腔保健センター

所管課： 健康福祉部 保健所
健康医療政策課

評価項目 (★は規則に定める項目)	配点	評価点
1 市民の平等な利用の確保に関すること。	20	19
★(1) 団体の理念、姿勢及び社会的責任	5	5
	5	5
★(2) 施設の利用者への対応	5	4
	5	5
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理経費の縮減に関すること。	20	18
★(1) 類似施設の運営実績	5	5
★(2) 効率的運営及び効率化への取組	5	4
	5	4
★(3) 指定への意欲及び熱意	5	5
3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること。	40	38
★(1) 団体の安定性及び継続性	5	5
	5	5
★(2) 団体運営の公正性及び透明性	5	5
★(3) 団体運営における法令の遵守	5	5
★(4) 情報セキュリティ対策への取組	5	5
★(5) 施設管理の安全性への配慮	5	4
★(6) 職員の研修	5	5
(7) その他管理に際して必要な事項	5	4
4 市民のサービスに関すること。	10	10
(1) 利用者ニーズに関する取組	5	5
	5	5
5 危機管理体制に関すること。	10	9
(1) 事故への対応	5	4
(2) 防犯・防災の対応	5	5
合 計	100	94